

品質管理方法等に関する補足説明の変更点

法令規則に関わる記載の変更点

章番	令和3年2月15日説明(FRO-TA-0073 R.1 資料2)	令和3年5月27日説明
1.	<p>本書は、「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成30年6月8日 原子力規制委員会規則第6号による改定)に適合するための計画として、資料1「品質管理方法等に関する基本方針」に記載した事項のうち「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成30年6月8日 原子力規制委員会規則第6号による改定)、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年4月1日 原子力規制委員会規則第2号)(以下「品質管理基準規則」という。)等に対する適合性の確保に必要な設計、製造、検査及び調達に係る品質管理の方法、及び組織について記載したものである。</p>	<p>本書は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(令和2年4月1日施行)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年4月1日施行)(以下「品質管理基準規則」という。)に適合するための計画として、資料1「品質管理方法等に関する基本方針」に記載した事項のうち「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成30年6月8日施行)及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(令和3年1月1日施行)(以下「外運搬規則」という。)等に対する適合性の確保に必要な設計、製造、検査及び調達に係る品質管理の方法、及び組織について記載したものである。</p>
6.1	<p>設計部門は、設計作業が正しい方法で実施されるよう、また設計内容の決定、設計検証の実施、妥当性確認の実施及び設計変更の評価を行うための適切な基準を与えるよう、設計インプットを適時、明確に文書化する。また、設計部門は、設計インプットの相互関係、漏れあるいは曖昧さの有無を把握の上、不完全、不明確あるいは矛盾する要求事項については、インプット発信元と確認するなど、設計インプットについて適切性の確認を行う。</p> <p>設計部門は、型式設計特定容器等の製作等に関する法令、規則(「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」(令和2年3月17日 原子力規制委員会規則第12号による改定)(以下「貯蔵規則」という。))及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(令和2年4月1日 原子力規制委員会規則第8号)(以下「技術基準規則」という。)等、技術基準及び既に認可を取得した当該型式証明申請書を確実にインプットとして管理する。</p>	<p>設計部門は、設計作業が正しい方法で実施されるよう、また設計内容の決定、設計検証の実施、妥当性確認の実施及び設計変更の評価を行うための適切な基準を与えるよう、設計インプットを適時、明確に文書化する。また、設計部門は、設計インプットの相互関係、漏れあるいは曖昧さの有無を把握の上、不完全、不明確あるいは矛盾する要求事項については、インプット発信元と確認するなど、設計インプットについて適切性の確認を行う。</p> <p>設計部門は、型式設計特定容器等の製作等に関する法令、規則(「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」(令和2年4月1日施行)(以下「貯蔵規則」という。))、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(令和2年4月1日施行)(以下「技術基準規則」という。))及び外運搬規則等、技術基準及び既に認可を取得した当該型式証明申請書を確実にインプットとして管理する。</p>